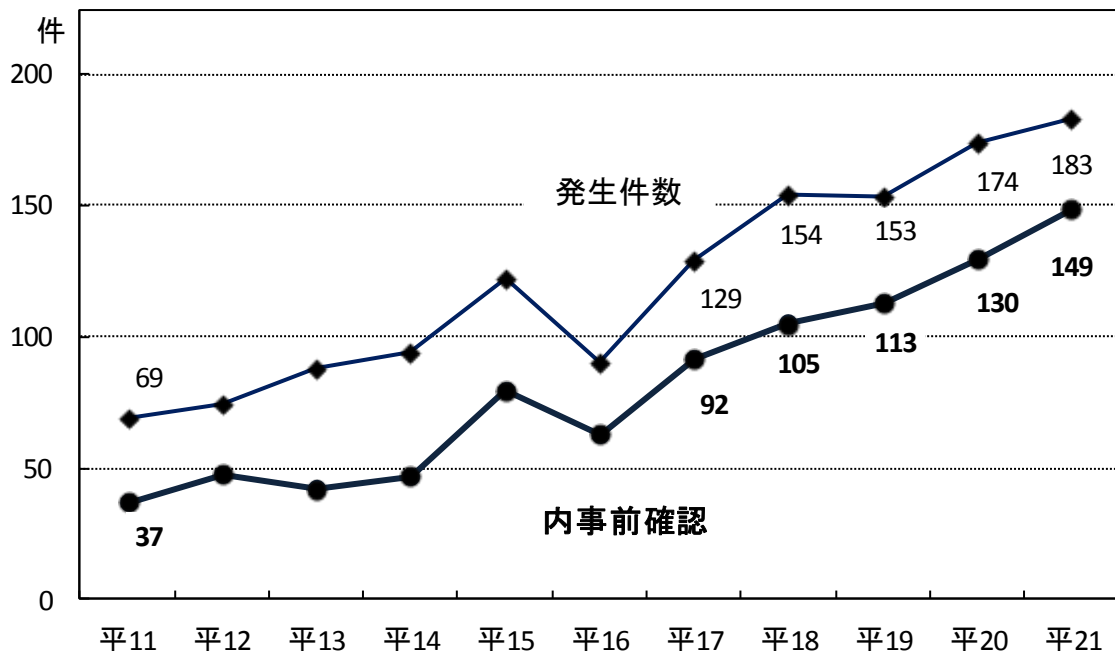


平成 21 事務年度の「相互協議を伴う事前確認の状況」について

国税庁では、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、相互協議を伴う事前確認を実施しております。

1. 相互協議の発生件数

- 相互協議事案の全体の発生件数は増加傾向にありますが、9 割以上を移転価格に関するものが占めており、近年はその中でも事前確認に係る事案が約 7 割を占める状態が続いています。
- 平成 21 事務年度は過去最多の 183 件の相互協議事案が発生し、うち事前確認に係るものも過去最多の 149 件に達しました。これを 10 年前の平成 11 事務年度と比較すると、相互協議件数で約 3 倍、事前確認に係る相互協議件数で約 4 倍となっています。

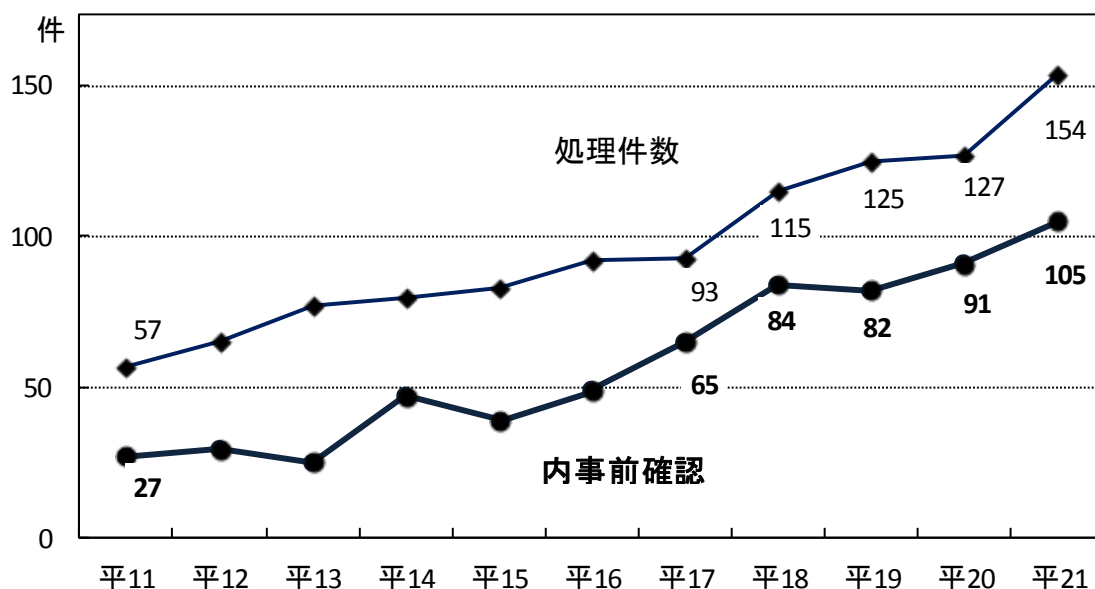


- (注) 1 事務年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までです。
2 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
3 相互協議の合意後に発生した、事前確認に係る補償調整及び修正に伴う相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしています。

2. 相互協議を伴う事前確認の状況

(1) 処理件数

○ 相互協議を伴う事前確認の処理件数は、105件（前年比115%）で、過去最多となりました。

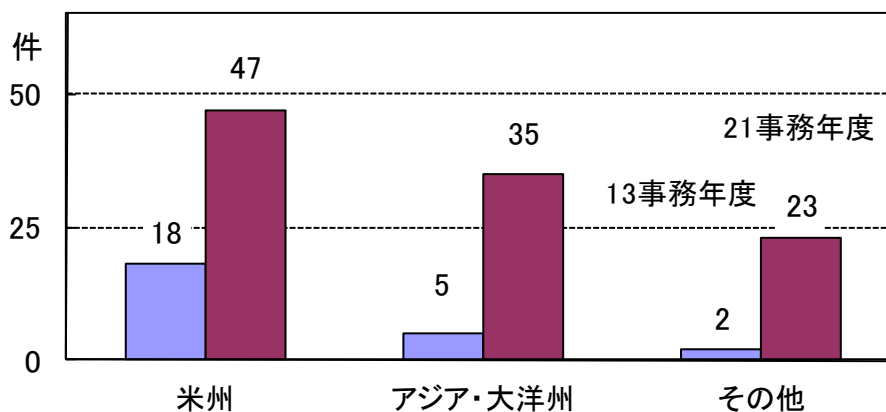


(2) 処理事案の地域別内訳

○ 相互協議を伴う事前確認については、米国及び豪州の事案が大半を占めています。

○ 相互協議を伴う事前確認の相手国数は、10年前の平成11事務年度は6か国であったところ、平成21事務年度は18か国に増加しています。

（注）平成21事務年度末時点での相互協議の相手国については、別紙1「相互協議の相手国」を参照してください。

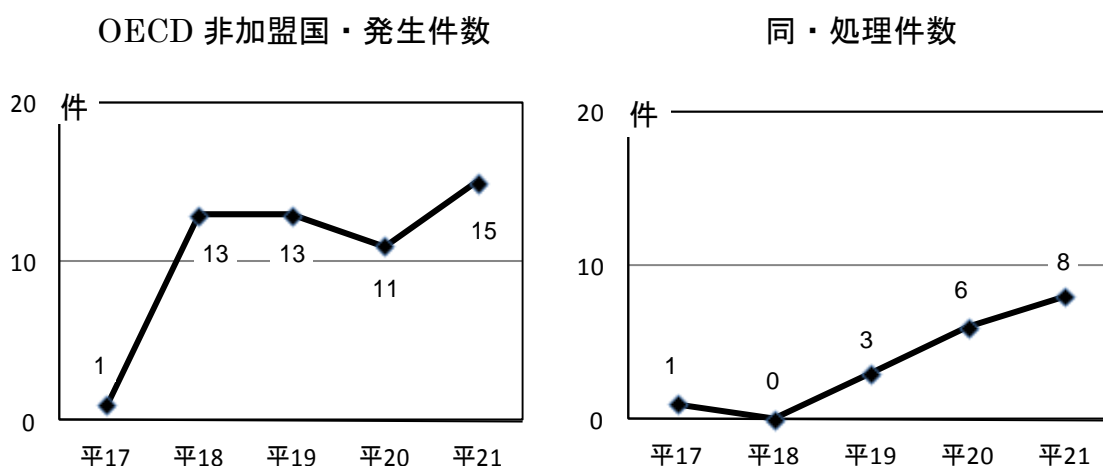


（注1）平成21事務年度中の事前確認事案は、件数の多い順に、米国、豪州、英国となっています。

（注2）データを取り始めた平成13事務年度との比較を示しています。

(3) OECD 非加盟国との協議の発生・処理状況

○ 近年、対 OECD 非加盟国の件数が増加しております。



(4) 1 件当たりの平均的な処理期間

○ 事案の処理に係る期間は、新規事案・更新事案のいずれであるか等、事案の性質により大きく異なりますが、平均すると 1 件当たり 24.7 か月となっています。

3. 最近の動向

○ 仲裁条項の導入に伴う実施取決めの公表

平成 22 年 8 月に署名された日蘭租税条約に、我が国で初めて、相互協議に係る仲裁手続が導入されました。これを受けて、国税庁では、オランダの税務当局との間で具体的な仲裁手続の詳細についての取決めに締結し、平成 22 年 9 月に公表したところです。仲裁手続は、その後、平成 22 年 11 月に署名された日香租税協定にも導入されました（日蘭・日香のいずれも国会承認前）。

この仲裁手続は、事前確認は対象とはしておりませんが、相互協議手続の一環として、相互協議の開始後 2 年を経過しても当局間の解決に至らない場合に、納税者の要請により、独立の仲裁人により構成される委員会の決定を求める手続です。納税者がこれを受け入れない場合を除き、その決定に従った相互協議の合意が行われることとなります。これにより、相互協議を通じた事案の解決がより確実なものとなり、相互協議の実効性が高まることが期待されています。

問い合わせ・連絡先
国税庁 相互協議室 相互協議第一係
03-3581-4161 内線 (3513) (3435)

相互協議の相手国・地域

(別紙1)

欧州地域 (15)

オーストリア (61)	ベルギー (88) APA
デンマーク (68)	フィンランド (91)
スイス (71) APA	オランダ (92) APA
アイルランド (74) APA	ノールウェー (92)
スペイン (74) APA	ルクセンブルク (92) APA
英国 (06) APA	フランス (07) APA
イタリア (80) APA	スウェーデン (99) APA
ドイツ (83) APA	

東欧 (18)

ルーマニア (76)	ポーランド (80)	キルギス ¹ (86)	ベラルーシ ¹ (86)
スロヴァキア ² (77)	アルメニア ¹ (86)	グルジア ¹ (86)	モルドヴァ ¹ (86)
チェコ ² (77)	ウクライナ ¹ (86)	タジキスタン ¹ (86)	ロシア ¹ (86)
ハンガリー (80)	ウズベキスタン ¹ (86)	トルクメニスタン ¹ (86)	ブルガリア (91)
アゼルバイジャン ¹ (05)	カザフスタン (08)		

北米 (2)

カナダ (99) APA
米国 (03) APA

中南米 (3)

ブラジル (76)
メキシコ (96)
バミューダ (10)

中近東地域 (3)

エジプト (68)
イスラエル (93)
トルコ (93)

東・東南アジア (9)

フィリピン (06)	シンガポール (10) APA
インドネシア (82)	ヴェトナム (95)
中国 ³ (83) APA	韓国 (98) APA
タイ (90) APA	マレーシア (99)
ブルネイ (09)	

アフリカ地域 (2)

ザンビア (70)
南アフリカ (97)

南・中央アジア (4)

パキスタン (08)
スリランカ (67)
インド (06)
バングラデッシュ (91)

大洋州地域 (3)

フィジー ⁴ (62)
ニュージーランド (67)
オーストラリア (08) APA

1. 国名の網かけは、平成 21 事務年度末現在、相互協議を行っている相手国 (21 か国) を示す。「APA」は、相互協議を伴う事前確認事案が含まれている国 (18 か国) を示す。
2. カッコ書きの数字は、発効済租税条約の最終改定署名年 (西暦下 2 桁) を示す。

(注) 1. 旧ソ連との条約が承継されている。
 2. 旧チェコ・スロヴァキアとの条約が承継されている。
 3. 香港、マカオには適用されない。
 4. フィジーには旧日英租税条約が承継されている。

相互協議事案 事務年度別発生・処理・繰越件数
(平成 19 事務年度～平成 21 事務年度)

(単位：件)

事務年度		事前確認	移転価格 課 税	その他	合計
平成 19	発生	1 1 3	3 1	9	1 5 3
	処理	8 2	3 3	1 0	1 2 5
	繰越	2 2 2	5 7	2 5	3 0 4
平成 20	発生	1 3 0	3 0	1 4	1 7 4
	処理	9 1	2 3	1 3	1 2 7
	繰越	2 6 1	6 4	2 6	3 5 1
平成 21	発生	1 4 9	2 7	7	1 8 3
	処理	1 0 5	3 3	1 6	1 5 4
	繰越	3 0 5	5 8	1 7	3 8 0

- (注) 1 事務年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までである。
- 2 発生件数は、納税者からの相互協議申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数である。
- 3 合意後に発生した補償調整及び修正に係る相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしている。
- 4 処理件数は、相手国税務当局との合意、納税者による相互協議の申立ての取下げ等により相互協議を終了した件数である。

用語の解説

【相互協議】

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。我が国が締結している 48 の租税条約(適用対象国は 59 カ国)すべてに、相互協議に関する規定が置かれています。

移転価格課税により国際的な二重課税が生じた場合、二国間の事前確認を納税者が求める場合等には、外国税務当局との相互協議を実施して問題の解決を図っています。

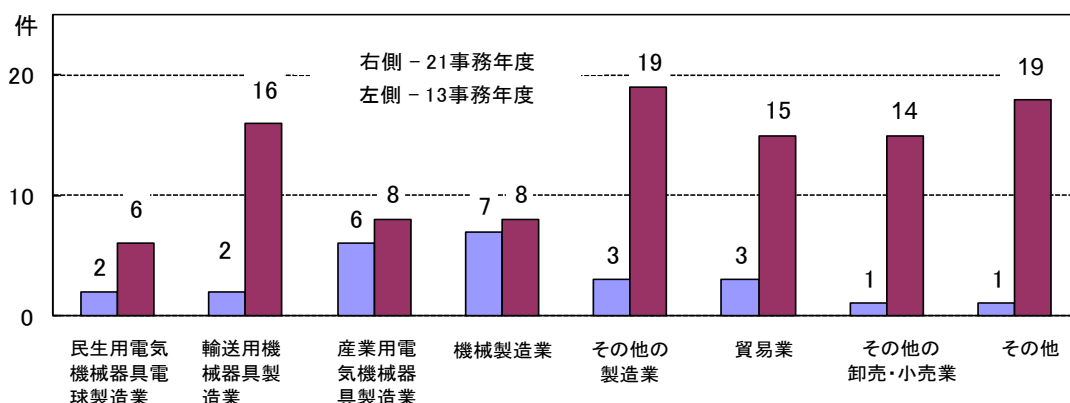
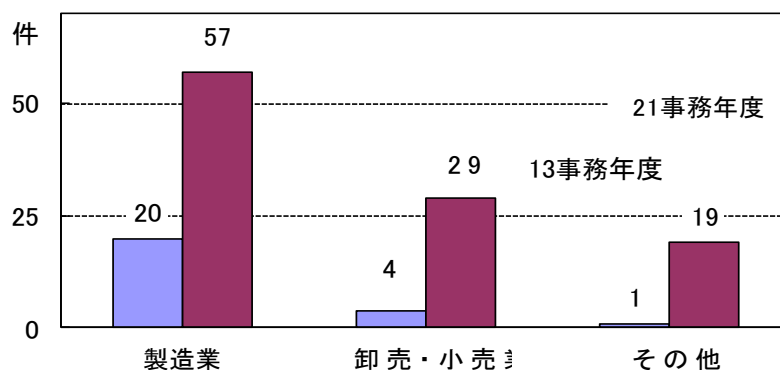
【事前確認】

事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を行うことをいい、納税者が確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行われません。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

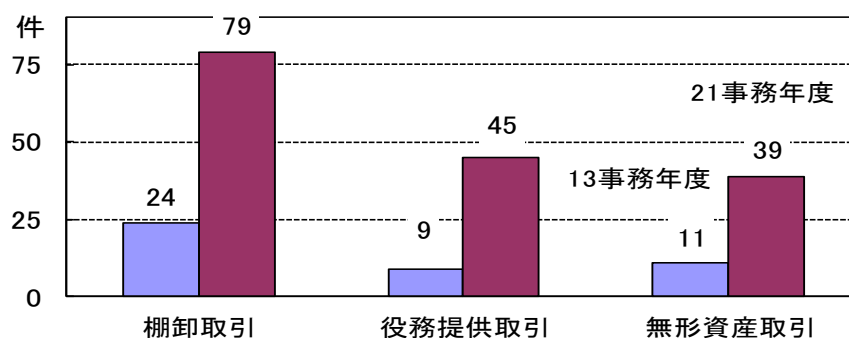
1. 処理事案の業種別内訳

○ 処理事案の内訳を業種別に見ると、製造業が57件、卸売・小売業が29件となっています。
(注) 以降の図においては、内訳に係るデータを取り始めた平成13事務年度との比較を示しています。



2. 処理事案の対象取引別内訳

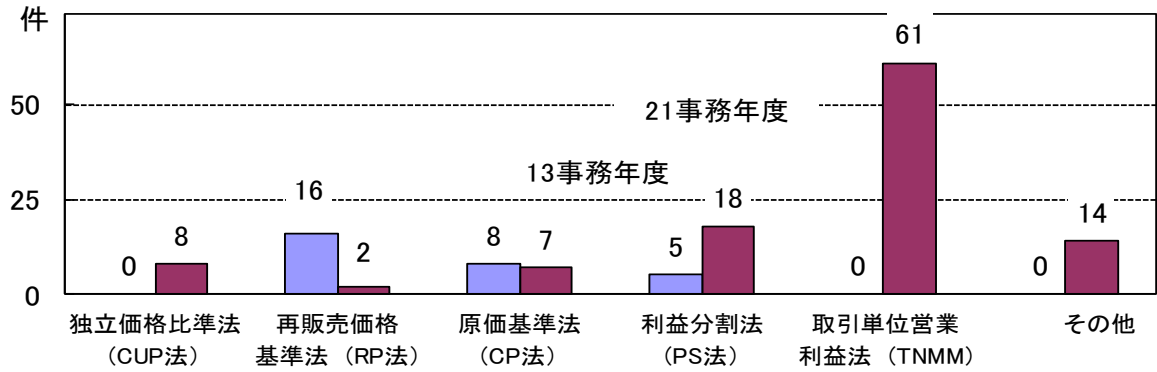
○ 処理事案の内訳を対象取引別に見ると、棚卸取引が79件、役務提供取引が45件、無形資産取引が39件となっています。



(注) 処理事案1件について複数の取引が対象になっている場合には、いずれの取引も内訳の件数に含めていますので、対象取引数の合計と処理件数とは一致しません。

3. 処理事案の移転価格算定方法別内訳

○ 処理事案の内訳を移転価格算定方法別に見ると、平成 16 年度税制改正で創設された取引単位営業利益法（TNMM）の件数が過半数となっています。



(注) 処理事案 1 件について複数の算定方法が使用されている場合には、いずれの算定方法も内訳の件数に含めていますので、算定方法数の合計と処理件数とは一致しません。